

## げんきプラザの在り方に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 社会情勢の変化を踏まえたげんきプラザの役割や機能、運営方法を検討するに当たり、様々な分野から専門的知見を幅広く聴取するため、げんきプラザの在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 有識者会議においては、人口構造・生活様式・体験活動に対するニーズなど社会情勢の変化を踏まえたげんきプラザの県立施設としての役割や機能、運営方法その他必要事項について意見を聴取する。

(構成)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 有識者会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 有識者会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、また有識者会議が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(1) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

(2) 会議において、埼玉県情報公開条例（平成十二年十二月二十六日条例第七十七号）第十条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(3) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行し、令和6年3月31日限りその効力を失う。

別表 げんきプラザの在り方に関する有識者会議委員名簿

	委員の職名等
委員	学識経験者
委員	学識経験者
委員	学識経験者
委員	学識経験者
委員	学校関係者（県公立小学校校長会推薦）
委員	学校関係者（県中学校長会推薦）